

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略) <u>平成22年 3 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 章 一般的事項 (第 1 条—第 5 3 条) 第 1 節 定義等 (第 1 条—第 1 3 条) 第 2 節 引受基準等 (第 1 4 条—第 2 7 条) 第 3 節 個別保証枠 (第 2 8 条—第 3 3 条) 第 4 節 保険料率算定等 (第 3 4 条、第 3 5 条) 第 5 節 保険の申込(第 3 6 条—第 3 9 条) 第 6 節 保険料 (第 4 0 条、第 4 1 条) 第 7 節 確定通知 (第 4 2 条—第 4 5 条) 第 8 節 保険金の支払等 (第 4 6 条—第 5 3 条の 2)</p> <p>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 4 条—第 6 6 条)</p> <p>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 7 条)</p> <p>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 8 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 6 9 条)</p> <p>(定義) 第 1 条 第一号～第十九号 (略)</p> <p><u>二十 「ストックセールス」とは、本邦輸出者が本邦外に移送した貨物を、当該移送先において自己の名義で保管し、当該貨物の販売契約を移送先の買手と締結して行う取引をいう。</u></p> <p>第 2 条～第 21 条 (略)</p> <p><u>(ストックセールスにおける貿易一般保険の取扱い)</u> 第 2 2 条 <u>ストックセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>第 1 章 一般的事項 (第 1 条—第 5 0 条) 第 1 節 定義等 (第 1 条—第 1 3 条) 第 2 節 引受基準等 (第 1 4 条—第 2 4 条) 第 3 節 個別保証枠 (第 2 5 条—第 3 0 条) 第 4 節 保険料率算定等 (第 3 1 条、第 3 2 条) 第 5 節 保険の申込(第 3 3 条—第 3 6 条) 第 6 節 保険料 (第 3 7 条、第 3 8 条) 第 7 節 確定通知 (第 3 9 条—第 4 2 条) 第 8 節 保険金の支払等 (第 4 3 条—第 5 0 条の 2)</p> <p>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 1 条—第 6 3 条)</p> <p>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 4 条)</p> <p>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 5 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 6 6 条)</p> <p>(定義) 第 1 条 第一号～第十九号 (略)</p> <p>第 2 条～第 21 条 (略)</p>	

<p>一 <u>ストックセールスに該当する貨物が本邦より移送され販売先企業の所在国に在庫された後に販売契約が成立し、バイヤーが確定した日を輸出契約締結日とみなす。</u></p> <p>二 <u>前号に該当する場合は、貨物が本邦より船積みされた時点^を輸出貨物の輸出時点とし、貨物が保管されている国内で販売する販売契約については「輸出契約」とみなす。</u></p> <p>三 <u>約款第3条第1号、第3号及び第4号のてん補危険については保険契約の対象としないものとする。</u></p> <p><u>(本邦外子会社を経由する取引における貿易一般保険の取扱い)</u></p> <p><u>第23条 本邦輸出者等（以下、「親会社」という。）が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であって、当該輸出契約等に係る保険契約につき当該外国法人及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする場合においては、対象となる親会社及び子会社は会社法（平成十七年七月二十七日法律第八十六号）に規定する親会社及び子会社とする。</u></p> <p><u>(本邦法人の外国支店が締結する契約における貿易一般保険の取扱い)</u></p> <p><u>第24条 本邦に本店を有する法人（以下「本邦本店」という。）の外国支店が名義人となって他の外国法人と輸出貨物等に係る販売契約又は技術等の提供に係る契約（以下「販売契約等」という。）を締結する場合であって、当該販売契約等を輸出契約等として本邦本店が保険契約を締結する場合、対象となる外国支店とは本邦本店が支店、支社、営業所、出張所及び駐在員事務所等名称を問わず外国において当該法人の機能の一部を与えたものとする。ただし、海外現地法人等法人格を別にするものを除く。</u></p> <p><u>(外貨建対応特約の対象要件)</u></p> <p><u>第25条 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。</u></p>	<p><u>(外貨建対応特約の対象要件)</u></p> <p><u>第22条 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。</u></p>	
--	---	--

<p>2 外貨建特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</p> <p>(一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括保険の対象となる場合の取扱い)</p> <p>第26条 貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書(以下この条及び第36条において「企業総合包括特約書」という。)の締結者については、当該企業総合包括特約書の附帯別表第1に記載された貨物又は附帯別表第1に記載された部門が扱う貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約(技術提供特約書の対象となるもの及び賃貸料に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、他の包括保険の対象としない。<u>ただし、貿易一般保険包括保険(企業総合)の引受基準について(平成13年4月1日 01-制度-00073)「別紙1 2年未満案件の解釈等」に適合する2年未満案件に限る。</u></p> <p>2 保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等(第61条第2号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この項及び次項において同じ。)の中に二以上の包括特約書(企業総合包括特約書を除く。以下この条において同じ。)の対象貨物が含まれている場合(二以上の包括特約書間において対象貨物が競合する場合を除く)は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。</p> <p>第3項～第5項 (略)</p> <p>以下、条ずれ(第26条の2～第28条) (略)</p> <p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第29条 日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第3「個別保証枠確認証」(以下「確認証」という。)により申請者に通知するものとする。</p>	<p>2 外貨建特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</p> <p>(一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括保険の対象となる場合の取扱い)</p> <p>第23条 貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書(以下この条及び第33条において「企業総合包括特約書」という。)の締結者については、当該企業総合包括特約書の附帯別表第1に記載された貨物又は附帯別表第1に記載された部門が扱う貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約(技術提供特約書の対象となるもの及び賃貸料に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、他の包括保険の対象としない。</p> <p>2 保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等(第58条第2号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この項及び次項において同じ。)の中に二以上の包括特約書(企業総合包括特約書を除く。以下この条において同じ。)の対象貨物が含まれている場合(二以上の包括特約書間において対象貨物が競合する場合を除く)は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。</p> <p>第3項～第5項 (略)</p> <p>第23条の2～第25条</p> <p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第26条 日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第3「個別保証枠確認証」(以下「確認証」という。)により申請者に通知するものとする。</p>	
---	---	--

2 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、保険契約締結の前に当該確認に係る支払人がE格以外（設備財等包括特約書については名簿上EM格又はEF格以外。第32条及び第33条において同じ。）に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。

（確認金額の許容範囲）

第30条 輸出契約等の金額が前条第1項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の5未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第28条第1項の規定を準用するものとする。

- 一 保険契約の申込の前に、輸出契約等の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。
- 二 保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。

（確認証の訂正等）

第31条 第29条第1項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。

- 一 確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第4「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。
- 二 確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式第5「貿易一般保険(決済/枠戻)通知書」（以下「決済等通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。

2 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、保険契約締結の前に当該確認に係る支払人がE格以外（設備財等包括特約書については名簿上EM格又はEF格以外。第29条及び第30条において同じ。）に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。

（確認金額の許容範囲）

第27条 輸出契約等の金額が前条第1項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の5未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第25条第1項の規定を準用するものとする。

- 一 保険契約の申込の前に、輸出契約等の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。
- 二 保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。

（確認証の訂正等）

第28条 第26条第1項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。

- 一 確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第4「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。
- 二 確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式第5「貿易一般保険(決済/枠戻)通知書」（以下「決

三 確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。

（決済等通知書の提出等）

第32条 第29条第1項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者（設備財等包括特約書については被保険者）は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、5営業日以内に決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、当該輸出契約等の相手方がE格以外に格付された場合は、この限りでない。

（確認証の返却）

第33条 第29条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前であっても速やかに、有効期間終了後であってもその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第30条第1号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約等の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がE格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。

以下、条ずれ（第34条～第38条）（略）

（包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い）

第39条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、

決済等通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。

三 確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。

（決済等通知書の提出等）

第29条 第26条第1項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者（設備財等包括特約書については被保険者）は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、5営業日以内に決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、当該輸出契約等の相手方がE格以外に格付された場合は、この限りでない。

（確認証の返却）

第30条 第26条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前であっても速やかに、有効期間終了後であってもその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証(第27条第1号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約等の金額について取得した確認証を含む。)を添付し、日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がE格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。

第31条～第35条

（包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い）

第36条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の

下表に掲げる日とする。

輸出契約等の内容		申込遅滞の起算日
「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨物及び同令別表第2の貨物)		契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)
外為法第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの許可を必要とするもの(同令別表第1の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物)	客観要件に該当する貨物に係るもの インフォーム要件に該当する貨物に係るもの	
上記外為法に係る許可又は承認が不要なもの		契約締結日

以下、条ずれ(第39条2項～第43条) (略)

(決済期限等確定時における保険料の精算)

第44条 確定通知書を提出する輸出契約等にあつては、当該通知書の提出時に当該確定した決済金額等及び決済期限等に基づき**第40条**に規定する保険料の精算を行う。

以下、条ずれ(第45条～第55条) (略)

(特約書の対象となる輸出契約等の選択)

第56条 特約書締結者(日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。**第59条**において同じ。)は、次の各号に該当す

起算日は、下表に掲げる日とする。

輸出契約等の内容		申込遅滞の起算日
「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨物及び同令別表第2の貨物)		契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)
外為法第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第4条第1項第3号のイ並びにロの許可を必要とするもの(同令別表第1の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物)	客観要件に該当する貨物に係るもの インフォーム要件に該当する貨物に係るもの	
上記外為法に係る許可又は承認が不要なもの		契約締結日

第36条2項～第40条 (略)

(決済期限等確定時における保険料の精算)

第41条 確定通知書を提出する輸出契約等にあつては、当該通知書の提出時に当該確定した決済金額等及び決済期限等に基づき**第37条**に規定する保険料の精算を行う。

第42条～第52条 (略)

(特約書の対象となる輸出契約等の選択)

第53条 特約書締結者(日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。**第56条**において同じ。)

る輸出契約又は仲介貿易契約及びてん補危険については、特約書の対象とするか否かを選択できる。

- 一 法第2条第12項に規定する仲介貿易契約
- 二 法第2条第1項に規定する輸出契約のうち、特約書締結者の海外支店等が締結した特約書締結者の輸出貨物の再販売契約
- 三 輸出契約又は仲介貿易契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が特約書第3条第4項各号のいずれかに該当する輸出契約又は仲介貿易契約（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）の一部又は全部
- 四 約款第3条第3号に規定するてん補危険

（部門単位による特約書対象契約の選択等）

第57条 **第55条**の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額（既に特約書を締結している者にとっては保険価額の年間合計額）が特約書の締結予定日（既に特約書を締結している者にとっては更新日）の17月前からの1年間で100億円以上の特約書締結者にとっては、部門ごとに行うことができる。

以下、条ずれ（第58条～第64条） （略）

（再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い）

第65条 第1項～第4項 （略）

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、**第56条**第3号に該当するものを特約書の対象としないことを選択した場合であって、

は、次の各号に該当する輸出契約又は仲介貿易契約及びてん補危険については、特約書の対象とするか否かを選択できる。

- 一 法第2条第12項に規定する仲介貿易契約
- 二 法第2条第1項に規定する輸出契約のうち、特約書締結者の海外支店等が締結した特約書締結者の輸出貨物の再販売契約
- 三 輸出契約又は仲介貿易契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が特約書第3条第4項各号のいずれかに該当する輸出契約又は仲介貿易契約（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）の一部又は全部
- 四 約款第3条第3号に規定するてん補危険

（部門単位による特約書対象契約の選択等）

第54条 **第52条**の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額（既に特約書を締結している者にとっては保険価額の年間合計額）が特約書の締結予定日（既に特約書を締結している者にとっては更新日）の17月前からの1年間で100億円以上の特約書締結者にとっては、部門ごとに行うことができる。

第55条～第61条 （略）

（再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い）

第62条 第1項～第4項 （略）

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、**第53条**第3号に該当するものを特約書の対象としないことを選択した場合であって、本店と海外支店等との輸出契約

本店と海外支店等との輸出契約が特約書の対象とならない場合については、本店と海外支店等との輸出契約の締結日の属する月の翌月末までに海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合は、本店と海外支店等との輸出契約とみなし、保険の申込を要しない。

以下、条ずれ（第 66 条～第 69 条）（略）

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1（第 3 4 条関係）（以下、略）

別表 2（第 5 9 条関係）

（以下、表略）

（注）* 1：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分 B に変更された場合は、保険の申込を要しない

* 2：第 5 9 条第 4 項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を 5 0 % とする。

* 3：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が 5 0 % とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。

別紙様式 1～2（略）

別紙様式第 3

個別保証枠確認証（貿易一般保険）

申請日

申請者

輸出契約等の番号

輸出契約等の締結日

申請内容は、次のとおりです。

申請事由

支払国

が特約書の対象とならない場合については、本店と海外支店等との輸出契約の締結日の属する月の翌月末までに海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合は、本店と海外支店等との輸出契約とみなし、保険の申込を要しない。

第 63 条～第 66 条（略）

別表 1（第 3 1 条関係）（以下、略）

別表 2（第 5 6 条関係）

（以下、表略）

（注）* 1：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分 B に変更された場合は、保険の申込を要しない

* 2：第 5 6 条第 4 項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を 5 0 % とする。

* 3：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が 5 0 % とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。

別紙様式 1～2（略）

別紙様式第 3

個別保証枠確認証（貿易一般保険）

申請日

申請者

輸出契約等の番号

輸出契約等の締結日

申請内容は、次のとおりです。

申請事由

支払国

<p>支払人 船積予定日 申請金額条件 契約金額</p> <p style="text-align: right;">L/Cの有無</p> <p style="text-align: center;">通貨 換算率</p> <p style="text-align: center;">上記申請に対して、結果は次のとおりです。 この個別保証枠確認申請は、全額確認します。</p> <p style="text-align: center;">確認できません。</p> <p>確認日 確認管理番号 受理日 有効期限</p> <p><u>(注) この個別保証枠確認証は、有効期限内であっても定期見直しなどにより、個別保証枠確認に係る支払人が名簿において EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格以外（設備財等包括特約書については名簿上 EM 格又は EF 格以外。）に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効となります。なお、有効期限の延長は行いません。</u></p> <p>別紙様式 4～5 (略)</p>	<p>支払人 船積予定日 申請金額条件 契約金額</p> <p style="text-align: right;">L/Cの有無</p> <p style="text-align: center;">通貨 換算率</p> <p style="text-align: center;">上記申請に対して、結果は次のとおりです。 この個別保証枠確認申請は、全額確認します。</p> <p style="text-align: center;">確認できません。</p> <p>確認日 確認管理番号 受理日 有効期限</p> <p>別紙様式 4～5 (略)</p>	
---	--	--